

請願第6号	受理年月日	令和3年9月17日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	済生会八幡総合病院の浸水ハザードエリアへの移転中止について	
要旨	<p>近年各地で大水害が発生し、今後も気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇が起こり、水災害が頻発化、激甚化することが懸念されている。</p> <p>このため、令和2年6月に、都市計画法（以下「法」という。）が改正され、令和4年4月1日から施行される。法改正で、法第34条第11号条例及び第12号条例の区域から原則として除外する区域に、浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に建物の倒壊浸水により、住民等の人命等に危機が生じるおそれのある区域（浸水ハザードエリア）が追加され、法第33条第1項第8号で、レッドゾーンで原則開発できない施設に、病院、社会福祉施設等自己の業務の用に供する施設が追加された。</p> <p>このような中、済生会八幡総合病院は、津波災害警戒区域に指定され、かつ河川の氾濫で洪水が想定され、また、高潮浸水区域で、台風による高潮で浸水が想定される八幡西区則松地区に移転する計画を進めている。</p> <p>同病院は平成30年6月に北九州市開発審査会で用地取得計画の承認を、令和2年3月4日に市の開発許可を、本年4月12日に建築確認済証の交付を受けた。市が移転のお墨つきを与えた形で、令和4年4月1日着工、同6年8月31日工事完了予定となっている。</p> <p>建設予定地は、金山川対岸の地面の高さに比べ、約1.5メートル低く、集中豪雨で金山川の水位が高くなると予定地側に流入してくる。また、移転予定地を囲むように山側に4つの池があるが、これらの池の水が現地の水路に流れ込む構造になっている。そして、予定地とその周辺44,000平方メートルの田んぼは、これまで雨水をためながらある程度吸収する調整池の役割を果たしてきたが、開発後は病院のほか、近接の田んぼも駐車場としてアスファルト等で舗装されるため、雨水の排出ができず、さらに浸水深が増すことが考えられる。</p>	

（続 く）

さらに4つの池のうち、氏田谷下池と栃木下池は、水面の標高が高く、貯水量も多いため、決壊すれば周囲に人的被害を与えるおそれのあるため池であり、同地区にさらなるリスクが上乘せされる。

病院の計画では、浸水を想定し、地下を造らないということだが、仮に盛土で建設しても金山川が氾濫すれば1階部分は浸水を避けられず、昼間であれば、駐車場にある数百台の自動車が水没するのは必至である。さらに、この地域が浸水すれば当然接続道路や橋りょうも冠水し、医療従事者の出入りはもとより救急車をはじめ、車両が入ってこられず入院患者は孤立することが想定される。

法の改正はこうした危険の回避を目的とし、同病院が浸水ハザードエリアに移転することは法の趣旨に逆行するものである。確かに、市が開発許可を出した令和2年3月時点は法改正前で法的な問題はなかったが、市は同地区が津波と洪水の浸水ハザードエリアであるというマップを作成しながら開発を許可したことになる。仮におそれていた浸水被害が起こり、病院やその周辺で人命が奪われることになったら、市は責任を取るのだろうか。

幸い同病院の着工は来年4月で、まだ移転を中止する時間の猶予は残されている。行政が一度許可した開発を取り消すことが大変難しいことは承知しているが、市には市民の安全を守る使命がある。

については、2020年3月4日付の開発許可行為通知書第31206号の取消しが行われるよう請願する。